

令和5年第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史
境 良一 太田桂子 田代和弘 齋藤英次 加悦雅浩
宮本久美子
4. 欠席委員 1名
鎌賀和夫
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 太田委員 谷山委員
6. 議 事
 - (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第9号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 議案第10号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について
 - (5) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和5年第3回の総会を開催いたします。本日は、鎌賀委員がご欠席ですが、出席者が定数の過半数を超えていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、本日は本年第3回総会、お忙しい中ご出席頂きお礼申し上げます。コロナ感染症もだいぶ下火となってきましたが、熊本県内では、毎日100数名の感染者が出ています。コロナ対応の緩和について

は、状況を見ながら4月の総会から検討していきたいと思っています。農業委員、最適化推進員の改選申し込みが2月15日まででした。選定委員会などを開催し6月の市議会で承認を得る予定です。点数制の評価となります。厳粛な審査を実施しますので、皆様方よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと谷山委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特段問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は約400mほどで、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員からご説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は約2kmで、農業年数は19年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地は、主に農業用通路として利用する予定ですが、耕作用の通路については転用許可が不要ですので今回は、3条申請で所有権移転を行います。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離はトラクターを保管している実家から車で3分ほど、農業年数は35年、農機具を所有し、主たる作物は、水稻になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんの

ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について、確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は約2km、農業年数は13年、農機具を所有し、主たる作物は、米、果樹になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、当該地の隣接地が、今回5条申請4番であっていますがこの2件は、譲受人同士が親族関係であるため、3条申請の農地については、改めて今後転用する予定はなく必ず耕作することを確認しています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について、確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。

加悦委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりであり、現在農業経営が出来る様に準備を進められています。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は7ページです。申請地ま

での通作距離は約 300m, 農業年数は 60 年, 農機具を所有し, 主たる作物は, 米, みかんになり, 3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について, 委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番については承認致します。以上, 議案第 7 号について 5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に, 議案第 8 号, 「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号 1 番については, 確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 10 ページです。申請人は, 合志市に居住する個人で, 現在借家住まいでマイホームを建築する計画をたてたところ, 申請地は実家の隣接地であり, 周囲も住宅に囲まれているため適していると考え, 今回の転用申請となりました。なお, 申請地は, 都市計画の用途地域内であるため, 第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 1 番については承認致します。次に申請番号 2 番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

- 中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、花園町に居住する個人で、現在居住する家屋が崖崩れの危険区域に指定されているため移転を計画したところ、申請地は農家住宅を建てるのに必要な広さがあり適していると考え、今回の転用申請となりました。また、申請者の所有農地は花園町にあります。農機具等は自宅に保管し、花園町まで通うとのこと。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがある区域内の農地であり第1種農地と思われますが、集落に接続して設置されるため不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。
- 木村委員 農家住宅とはどのようなことか。
- 事務局 農業を営む方が居住する建築物で転用面積が1,000平方メートルまで可能である。
- 境議長 他にご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 12 ページです。申請人は、松山町で自動車販売業等を営む法人で、近年の半導体不足の影響で中古車販売の供給が必要なため新たに中古車展示場の設置を計画したところ、申請地は本社社屋及び既存展示場に隣接しており利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

田代委員 近隣地に業務のための用地はあるのですか。

事務局 隣接地に用地があります。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 3 番については承認致します。次に申請番号 4 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 4 番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明いたします。地図は 13 ページです。申請人は、熊本市中央区で、不動産業等を営む法人です。申請地は上下水道が整備され、分譲地として形状もよく適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 4 番について委員さんのご意見はありませんか。

木村委員 当地については、3条申請がなされているが、どの様な関係があるのか。

事務局 申請への確認したところ、3条申請地は農業経営を行い、5条申請地は宅地分譲を計画しているとのことでありました。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は14ページです。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地は、周辺が住宅地として発展しており、ショッピングセンターにも近接しているため住宅地として利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので5番については承認致します。以上、議案第8号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第9号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。これらは宇土

市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。17ページの18番から19ページの24番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。すべて現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。25番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。最後の②につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。次に19ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で合計が36,213㎡となっています。次に20ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第3回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が50,167㎡、農業公社による利用権の新規設定が22,269㎡、所有権の移転は5,720㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第9号について承認します。次に議案第10号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。本日机上に配布しております第10号議案をご覧ください。先月の総会でも報告しておりましたが、令和5年4月1日から農地法3条申請の際の下限面積要件が撤廃されることに伴い、宇土市農業委員会で定めておりました別紙1及び2の別段面積の規定を廃止する必要があります。告示のため農業委員会の同意をお願いします。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第10号について承認します。次に報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。22ページですが、本日お配りしております資料2に差替えをお願いします。解約件数は4件、総合計は6筆で10,831㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告3号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれを持ちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を福島委員にお願いします。

福島委員 以上を持ちまして令和5年第3回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 谷山 次則 印